

月刊 グローバル

道央マネジメントグループ

税理士法人 道央会計事務所 株式会社 パワーコンサル
株式会社 道央医療コンサル 道央情報サービス協同組合
道央労務管理協会 (株)札幌ビジネスエージェント
花岡英司公認会計士事務所 庵原宏章行政書士事務所
株式会社 道央M&Aセンター 株式会社 エスエムシー

編集発行/道央マネジメントグループ広報委員会
〒060-0054 札幌市中央区南4条東4丁目2番地1道央会計ビル
TEL(011)271-1417 FAX(011)221-5948



平成18年度税制改正案

役員給与の取扱いについて全面改正

前号1面に「役員報酬の一部が経費にならない？」の表題で、一定の要件に合致する同族会社の業務主宰役員（役員の中で業務を代表する者をさします）に対する給与のうち、その給与所得控除相当額が損金（費用）に算入されないという内容が、平成18年4月1日以降開始事業年度から適用される旨の法案が国会に提出されていることをお伝えしました。このたび、平成18年度の税制改正における「役員給与」に関する大幅な改正法案の全容が明らかになりましたので、本特集でご紹介いたします。

なお、本紙発行日現在では、平成18年度税制改正法案はまだ国会を通過しておりませんので、決定事項ではないことをあらかじめご了承ください。とりわけ3月決算の法人におかれましては、法案通過後はこの4月にもただちに適用となる事項ですので、今後の法案成立・公布後の改正政令の内容をはじめ改正事項には、くれぐれもご注意ください。

主要項目1



役員報酬・賞与・退職給与の従来区別を全面的見直し

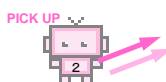
新たに、役員に対する給与（役員給与）のうち、損金に算入できるもの・できないものを税法上で定める形になります（上記記載の、業務主宰役員給与のうち給与所得控除相当額は損金に算入されないとの規定もその一例となります）。

主要項目2



役員給与について損金算入できる要件

- 定期同額給与：事業年度内の支給額が同額である給与、またはこれに準ずるものとして政令で定める給与（政令については詳細未定。）
- その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与（あらかじめ所轄税務署へ届け出た場合に限る。詳細は次ページの「役員賞与 ― 事前届出を要件に一部損金算入」の記事をご参照ください。）
- 一定の利益連動型給与（同族会社に該当する法人は適用されません。）



主要項目3



業務主宰役員の給与所得控除額相当額が損金に算入されない同族会社となる要件（再掲）

- 下記(1)(2)の両方を満たす法人（関連者：親族・親族以外の生計を共にする者をさします。）
- 業務主宰役員およびその関連者が、発行済株式（出資口数）の90%以上所有
 - 業務主宰役員およびその関連者の数が、常務に従事する役員の過半数を超過

《注意》 上記要件(2)の「常務に従事する役員」のなかに、形式的に役員となっているだけのような者は含まれないのでご注意ください。たとえば、役員総数5名で、業務主宰の父と常務に従事する母以外が学生の子供3名である場合では、常務に従事する役員の割合は5人のうち2人（40%）と数えず、2人のうち2人と数え100%となります。

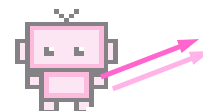
主要項目4



主要項目3の業務主宰役員の給与所得控除額相当額が損金に算入される例外規定（再掲）

- 下記(1)(2)のいずれかに該当する法人
- 前3事業年度の法人所得+業務主宰役員給与=年平均800万円以下の法人
 - 前3事業年度の法人所得+業務主宰役員給与=年平均800万円超3,000万円以下の法人のうち
平均額に占める業務主宰役員給与の割合が50%以下である法人
- なお、法人所得プラス業務主宰役員給与の具体的計算方法は、法案成立・公布後の改正政令

PICK UP



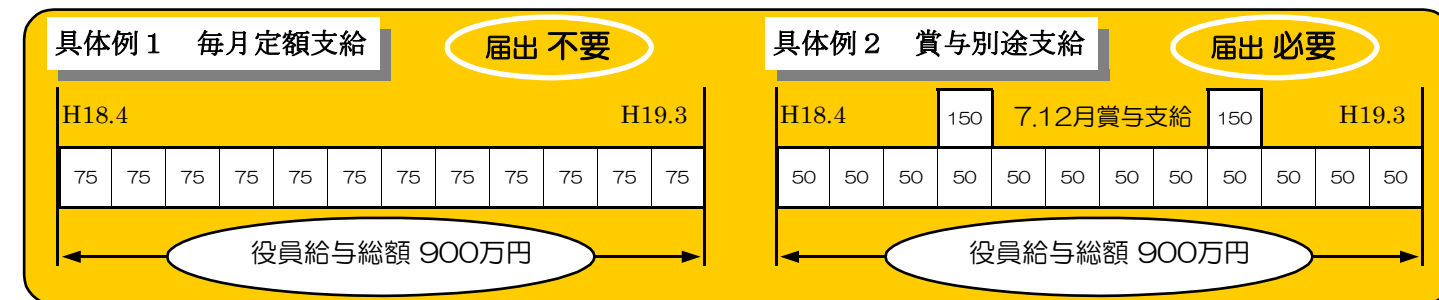
役員賞与 ― 事前届出を要件に一部損金算入

条件に
合致する法人 対象

平成18年度税制改正案によると、従来損金算入が認められていなかった役員の臨時給与（賞与）について、あらかじめ支給額・支給時期等を所轄の税務署長に事前届出を行うことで、損金算入が認められるようになると発表されています。

なお、この事前届出に際しては、「役員賞与」だけでなく、毎月役員に支給される給与も含めた全額を事前届出しなければ、損金算入することは認められないとされています。

以下、3月決算法人を例にとって解説します（役員給与総額900万円の場合）。



具体例2のように、7月と12月に「役員賞与」を別途支給するならば、毎月の定額給与総額600万円も加えた合計900万円を所轄の税務署長に事前届出することで、原則として900万円の全額の損金算入が認められることとなります。

その他には...



- 事前届出をするのは“役員”に対する給与のみであり、賞与の支給予定がなければ、従来どおり届出は必要ありません。
- 事前届出をすることで、従業員への賞与と同時期に支給し全額損金とすることが可能となるなど、会社の経営手法の幅が広がります。

労災保険料率・介護保険料率が改正されます



労働者災害補償保険料率の改正

平成 18 年 4 月 1 日より、労災保険率が改正されます。現在の保険率のまま変更がない事業の種類もありますが、変更があるものをいくつかご案内いたします。

改正では下記のように、それぞれの業種により保険料率が高くなったり低くなったりしていますので、よく確認してください。

「その他の各種事業」が以下のように細分化（新たに分割）され、保険料率が設定されます。

- 通信業、放送業、新聞業または出版業 4.5 / 1,000
- 卸売業、小売業、飲食店または宿泊業 5 / 1,000
- 金融業、保険業または不動産業 4.5 / 1,000

※ 上記業種以外の「その他各種事業」に該当する事業の保険料率は、次のとおりです。
5 / 1,000 → 4.5 / 1,000

具体例 1 採石業 年間賃金総額が 5,000万円の場合

	改正前	改正後
保険料率	69/1,000	70/1,000
年間支払総額	345万円	350万円

5万円高くなります。

具体例 2 舗装工事業 年間元請工事の請負金額が 5,000万円の場合

	改正前	改正後
保険料率	17/1,000	14/1,000
年間支払総額	1.7万円	1.4万円

* 年間支払総額 = 請負金額 × 保険料率 × 労務比率 (20/1,000)

3,000円安くなります。



介護保険料率の改正

政府管掌健康保険の介護保険料率が、平成18年3月分（平成18年5月1日納付期限）より以下のように改正されます。

介護保険料率 変更図

	改正前	改正後
保険料率	12.5/1,000	12.3/1,000
本人負担分	6.25/1,000	6.15/1,000

少し下がります。

1日生まれは
注意が必要



介護保険の被保険者は、40歳に到達した日（＝誕生日の前日）に資格取得し、65歳に到達した日の翌日（＝誕生日）に資格喪失します。

たとえば、4月1日が誕生日の方の資格取得日は3月31日です。したがって、3月分の介護保険料から納付することになりますので、誕生日が毎月1日の方は要注意です。



手形・小切手困ったときのQ&A

第2回



手形・小切手に関する疑問点などを、実務に役立つような「Q&A方式」でわかりやすく紹介します。今回は「**小切手に関する質問（2）**」です。

Q4 小切手の振出人から、銀行に取立依頼した小切手を戻して欲しいと頼まれましたが、どう対処すればよいでしょうか？

A4 自分の取引銀行を通じて、取立に回した小切手を決済前に返還してもらう手続きを「**依頼返却**」といいます。依頼返却の手続きは、小切手の受取人が銀行に申し込むことによって受け付けてもらうものですが、小切手の振出人が資金不足で不渡りになることを免れるために、小切手の受取人に依頼返却を頼み込む場合が往々にしてあり、今回の質問例もそういった事情でないのかと思われます（手形・小切手の不渡り：6カ月以内に2回不渡りを起こすと、取引停止処分、すなわちその後2年間は当座預金・当座借越等の当座勘定取引と、融資取引が出来なくなる措置がとられます）。

ただ、先方の資金不足による取引停止処分回避のために、依頼返却に応じなければならない事態に陥るといことは倒産の前兆とも受け取られますので、先方から依頼返却の要請を受けるかわりに当方から何らかの交換条件を提示するなど、安易に依頼返却には応じない姿勢を示すことや、場合によっては、取引の縮小・撤退を検討することも必要になってきます。

Q5 不動産売買契約のときに多額の現金を用意しなければならないのですが、持ち運ぶには危険なので、現金に代わる形での渡し方を教えてください。

A5 小切手は通常、当座勘定取引がなければ発行することはできませんが、**自己あて小切手**（または預金小切手）という、銀行が支払人、とする小切手を発行することは可能です。

自己あて小切手は、銀行に小切手として支払いたい金額を預け入れることで、その金額の小切手を銀行から発行してもらえるものです（自己あて小切手を発行するためには、各銀行所定の手数料が別途必要です）。

このように、現金として持ち出すと多額で危険な場合でも、小切手にすれば肌身離さず持ち運びが出来、安全なうえ便利なものです。

なお、自己あて小切手でも、前号で紹介した「線引」を施すことは可能です。

線引小切手は、小切手の余白に2本の横線を書きしるした小切手のことで、その小切手の発行銀行の支店窓口に支払呈示をしたとしても、銀行は現金払いに応じられなくなります。線引小切手を現金化するためには、受取人の取引銀行の預金口座に入金することとなるのですが、これは、万が一紛失・盗難で不正な支払がされた場合でも、支払の経歴が預金取引の形で明確に残ることになりますので、証拠追及が容易になり、事故防止の効果が生まれることとなります。

ですから、自己あて小切手をはじめ一般の小切手でも、「線引」は必ず入れるべきです。



次回は「**手形に関する質問（1）**」を予定しています。